

静岡市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る指導基準

第1章 総則

1 趣旨

この基準は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 処理業者 産業廃棄物の処理を業として行うため、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者及びこれらの規定による許可を受けようとする者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設等 法第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設並びに第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設等の設置等 産業廃棄物処理施設等の設置及び変更をいう。
- (6) 処理施設設置予定者等 産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする者
- (7) 中間処理施設 排出事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
- (8) 最終処分場 排出事業者が設置する政令第7条第14号に掲げる施設及び処理業者が設置する産業廃棄物の埋立処分を行う施設をいう。

第2章 立地に関する基準

3 立地環境

処理施設設置予定者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、次の各号に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

(1) 生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

イ 地すべり、土砂くずれ等の災害を発生させるおそれがないこと（最終処分場の場合に限る。）。

(2) 施設距離の確保に関する事項（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の場合を

除く。)

ア 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設の敷地境界からの距離が、おおむね100メートル以上あること。

イ 住宅、店舗等の敷地境界からの距離がおおむね50メートル以上あること（最終処分場の場合に限る。）

(3) 地域、区域等の制限に関する基準

ア 中間処理施設にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

(ア) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域及び普通地域

(イ) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域及び普通地域

(ウ) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域

(エ) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する特別地区及び普通地区

(オ) 静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）に規定する景観計画重点地区

イ 最終処分場にあつては、次の地域、区域等を原則として含まないこと。

(ア) 第3号アに掲げる地域、区域等

(イ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣特別保護地区

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(エ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域

(オ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地

(カ) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林

(キ) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域

4 立地要件

処理施設設置予定者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、次の各号に掲げる立地要件に関する事項を遵守するものとする。

(1) 予定地の使用権原を有すること。

(2) 予定地に係る関係法令又は要綱その他の行政指導による規制を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う環境調査指針

5 環境調査

処理施設設置予定者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、その計画、跡地利用の計画等の基礎資料を得るため、次により環境調査を実施するものとする。

- (1) 調査方法 既存の資料により調査を行い、必要に応じて現地調査を実施する。
- (2) 調査地域 計画地及びその周辺地域（計画地の敷地境界から、おおむね500メートル以内の地域をいう。以下同じ。）について調査する。

(3) 調査項目

ア 計画地

- (ア) 平たん地、傾斜地、沢状地等の地形の状況
- (イ) 土地の使用現況
- (ウ) 赤道、青線等の国・公有地の状況
- (エ) 地質の分布状況（最終処分場の場合に限る。）
- (オ) 湧水の状況（最終処分場の場合に限る。）

イ 周辺地域

- (ア) 土地の使用状況
- (イ) 人家の分布、戸数等の状況
- (ウ) 学校、病院等の公共施設の分布状況
- (エ) 使用予定道路の位置、構造等の状況
- (オ) 河川、地下水等の状況（最終処分場の場合に限る。）
- (カ) 井水の使用状況（最終処分場の場合に限る。）

ウ 計画地及び周辺地域

- (ア) 関係法令、条例、要綱等による規制の状況
- (イ) 地すべり、土砂くずれ等の過去の災害発生状況（最終処分場の場合に限る。）

6 実施計画の検討

処理施設設置予定者等は、5の規定による環境調査の結果に基づき、産業廃棄物処理施設等の設置等が環境に与える影響等を考慮して、当該設置等の実施計画、跡地利用計画等を検討するものとする。

7 環境保全対策の検討

処理施設設置予定者等は、5及び6の規定による環境調査及び検討の結果、必要があると認めるときは、公害の防止、自然環境の保全等のための対策を検討するものとする。

第4章 構造に関する基準

8 基準の遵守

処理施設設置予定者等は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）その他の関係法令に定める構造に関する基準のほか、次項又は第10項に定める基準を遵守するものとする。

9 中間処理施設に関する基準

中間処理施設に関する構造基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 共通基準

ア 囲い等

(ア) 施設の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。

(イ) 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる門扉を設けること。

(ウ) 囲い及び門扉は、容易に転倒せず、又は破壊されない材質及び構造とすること。

イ 表示等

出入口付近の見やすい場所に、次の様式により、産業廃棄物の中間処理施設である旨を表示する立札その他の設備を設けること。

| | | | | |
|-------|--------------|------|------|-------|
| 100cm | 産業廃棄物の中間処理施設 | | | |
| | 廃棄物の種類 | | | |
| | 中間処理の方法 | | | |
| | 管理者名 | | 連絡先 | () |
| | 50cm | 50cm | 25cm | 200cm |

(注) 1 表示は、下地を白色とし、文字を黒色とすること。

2 材質は、耐水性のもので、強度が十分あること。

ウ 緩衝地帯

原則として、敷地境界から1メートル以上の距離を確保した緩衝地帯を設け、緑化に努めること。

エ 搬入道路

- (ア) 搬入車両の通行に支障のないよう十分な幅員を確保すること。
- (イ) 必要に応じて、砂利の敷込み又は舗装を行うこと。
- (ウ) 公道への取付けに当たっては、道路管理者と協議すること。

オ 消火設備

可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、消火器、貯水槽、散水器その他の適切な消火設備を設けること。

カ 洗車設備

必要に応じて、運搬車両の洗車設備を設けること。

キ 駐車設備

車両の通行及び産業廃棄物処理に支障が生じないように、必要に応じて運搬車両の駐車設備を設けること。

ク 雨水等の流入防止

施設内に外部の雨水等が流入するのを防止することができる開きよその他の設備を設けること。

ケ 管理事務所

施設の維持管理を行うため、必要に応じて施設内に管理事務所を設置すること。

コ アからケまでに掲げる事項のほか、構造耐力、処理能力、腐食防止等の必要な基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条各号に定めるところによること。

(2) 個別基準

ア 焼却施設

- (ア) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に定めるばい煙発生施設に該当する場合は、煙突等に測定口を設け、必要に応じて同法に基づく排出基準以下とするための適切なばい煙処理設備を設けること。
- (イ) 炉内温度を管理するための温度計、記録計等を設置すること。
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第5項（ガス化燃焼方式のものにあつては省令第12の2第6項）に定める基準によること。

イ 廃酸又は廃アルカリの中和施設

- (ア) 水素イオン濃度指数調整槽内の水素イオン濃度指数を管理するための水素イオン濃度指数計、記録計等を設置すること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第8項に定める基準によること。

ウ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

(ア) ばい焼室内の温度を管理するための温度計、記録計等を設置すること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第11項に定める基準によること。

エ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

(ア) 高温熱分解方式の施設にあつては、分解室の出口における炉温を管理するための温度計、記録計等を設置すること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第13項に定める基準によること。

オ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設

(ア) ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄に適する洗浄設備及び洗浄剤の回収分離設備を設けること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第17項に定める基準によること。

カ 破碎施設

(ア) 騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準値以下とするための適切な騒音・振動防止設備を設けること。

(イ) (ア) に掲げる事項のほか、省令第12条の2第9項に定める基準によること。

キ 汚泥の脱水施設、乾燥施設及び天日乾燥施設、廃油の油水分離施設、有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設並びにポリ塩化ビフェニル汚染物の分解施設

それぞれ省令第12条の2第2項、第3項、第4項、第7項、第10項、第12項、第14項、第15項又は第16項に定める基準によること。

10 最終処分場に関する基準

最終処分場に関する構造基準は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。